

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

10月22日(日) 午前7時～午後8時

※投票所への車での来所はご遠慮ください。



葛飾区で投票できる方

平成11年10月23日までに生まれた日本国民で、平成29年7月9日までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

【担当課】

選挙管理委員会事務局
☎5654 - 8493～6

裏面を
期日前・不在者投票について詳しくは、
裏面をご覧ください

選挙すべき議員の数(定数)

小選挙区(東京都第17区) **1人**
比例代表(東京都選挙区) **17人**

投票は3種類

選挙の種類	記載すること	投票用紙の色
衆議院議員選挙	小選挙区	候補者名
	比例代表	政党などの名称
最高裁判所裁判官国民審査	やめさせたいと思う裁判官氏名の上にある記載欄に「×」を記載	うぐいす色

住所を変更した方

住所変更の種類	注意・条件など	投票
葛飾区に転入した方	平成29年7月10日以降に転入の届け出をした	葛飾区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
葛飾区から転出した方	平成29年7月10日以降に転出先に転入の届け出をした	葛飾区での投票となる場合があります。選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
葛飾区内で住所を移した方	平成29年9月28日までに転居の届け出をした	転居後の住所の投票所
	平成29年9月29日以降に転居の届け出をした	転居前の住所の投票所

代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害のある方は、投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。
点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

- 投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに

10月10日(火)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。

対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っています。
投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。
届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



「選挙のお知らせ」封筒(イメージ)

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が変わります

最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の開始日が、衆議院議員選挙と同じく公示日の翌日となりました。

投票日に投票所へ行けない方へ裏面参照

